

# 沼津市各種競技大会参加者賞賜金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の健全なスポーツの振興を図るため、各種競技大会に出場する選手、監督又は団体に対して、予算の範囲内で賞賜金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 賞賜金の交付対象者は、別表に掲げる各種競技大会に出場する選手、監督（監督にあつては、オリンピック大会に限る。）又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他市町から同様の趣旨による賞賜金等の交付を受ける者は、交付の対象外とする。

- (1) 沼津市内に住所を有する者
- (2) 沼津市内の高等学校等に在学する者
- (3) 沼津市内で活動する団体
- (4) その他市長が特に認める者

2 前項の各種競技大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 地区大会等の予選を伴い出場する大会
- (2) 競技を主管する協会等の規定（標準記録等）を満たして出場する大会
- (3) 競技を主管する協会等の選考により出場する、別表の区分がアジア選手権大会以上の大会
- (4) 国民体育大会と全国高等学校選抜体育大会

(賞賜金の額)

第3条 賞賜金の額は、出場する各種競技大会の区分に応じ、それぞれ別表に掲げる額を限度として決定するものとする。

(交付の申請)

第4条 賞賜金の交付を受けようとする者は、賞賜金交付申請書に出場する大会の関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付)

第5条 市長は、賞賜金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認められたものについては賞賜金を交付するものとする。

2 賞賜金は、原則として大会前に交付する。ただし特別の事情がある場合は、この限りではない。

(制限)

第6条 賞賜金の交付は、当該年度内、同一区分において、個人団体を問わず1回限りとする。

2 前項の規定は、団体においては、その構成員が変わっているか否かを問わない。また、団体に含まれた選手は個人としても既に交付されたものとみなす。

3 国民体育大会に出場する場合は、1回を限度に別に交付する。

(賞賜金の返還)

第7条 賞賜金交付の対象となった大会の開催が中止されたとき、又は大会を欠場したときは、交付された賞賜金を返還するものとする。

(参加報告書)

第8条 賞賜金の交付を受けた者は、大会終了後に参加報告書を提出するものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 沼津市各種競技大会参加者賞賜金交付基準（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表

区 分		金 額	備 考	
オ リ ン ピ ッ ク 大 会		1人 100,000円		
世 界 選 手 権 大 会 等		1人 50,000円		
ア ジ ア 競 技 大 会		1人 30,000円		
ア ジ ア 選 手 権 大 会 等		1人 10,000円		
全 国 大 会 国 民 体 育 大 会 全 国 高 等 学 校 総 合 体 育 大 会 (定時制、通信制を含む)	個 人	1人 5,000円	大会要項に記載された人数により算出する。	
	団 体	～5人		5,000円×人数
		6～12人		30,000円
		13人以上		50,000円
		18人以上		70,000円